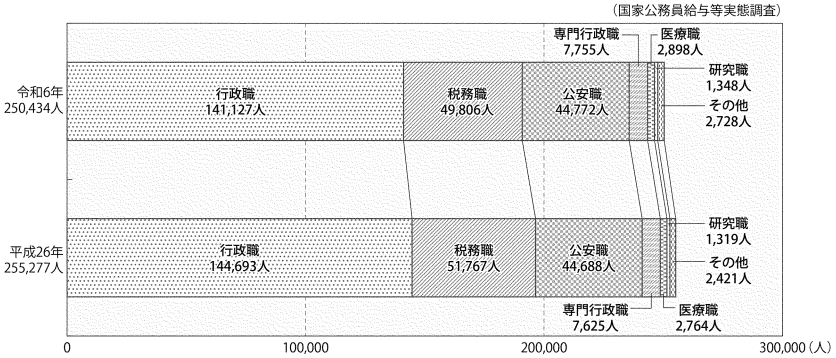
⑵　令和６年調査結果の概要（定年の段階的な引上げに伴い、給与法附則第８項の規定に基づき俸給月額が決定される職員を除く）

ア　職員の構成

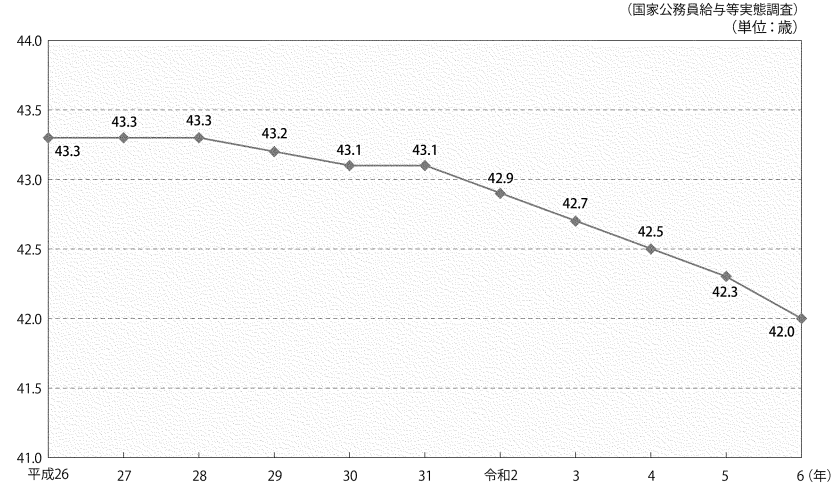
国家公務員の人数は、250,434人となっている（図３－３）。また、全職員の平均年齢は42.0歳であり、昨年と比べ0.3歳低くなっている（図３－４）。

図3-3　職種別職員数



（注）１　職員数は、給与法、任期付研究員法及び任期付職員法が適用される４月１日現在の在職者（新規採用者、再任用職員、休職者、派遣職員（専ら派遣先の業務に従事する職員に限る。）、在外公館勤務者等は含まない。）である（以下、図3-4、表3-1及び表3-2において同じ。）。
２　令和６年の数値は、定年が段階的に引き上げられることに伴い、給与法附則第８項の規定に基づき俸給月額が決定される職員を除いている（以下、図3-4、表3-1及び表3-2において同じ。）。
３　行政職のうち、行政職俸給表（一）適用の在職者は、令和６年が139,298人（55.6%）、平成26年が141,574人（55.5%）である。

図3-4　平均年齢の推移



イ　職員の給与

令和６年４月１日における平均給与月額及び諸手当の受給状況は、表３－１及び表３－２のとおりである。

表3-1　給与種目別平均給与月額

（令和６年国家公務員給与等実態調査）

区分／給与種目	全職員		行政職俸給表（一）適用職員	
	平均月額（構成比）		平均月額（構成比）	
	円	%	円	%
俸給	336,041	(81.0)	323,823	(79.9)
地域手当等	43,679	(10.5)	44,134	(10.9)
俸給の特別調整額	11,871	(2.9)	12,627	(3.1)
扶養手当	8,736	(2.1)	8,189	(2.0)
住居手当	6,988	(1.7)	7,628	(1.9)
その他	7,486	(1.8)	8,977	(2.2)
合計	414,801	(100.0)	405,378	(100.0)

（注）１「俸給」には、俸給の調整額を含む。
２「地域手当等」には、異動保障による地域手当及び広域異動手当を含む。
３「その他」は、本府省業務調整手当、単身赴任手当（基礎額）、寒冷地手当、特地勤務手当等であり、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当等の実費弁償又は実績給である給与は含まない。

表3-2　主な手当の受給者数、受給者割合及び受給者平均手当月額

（令和６年国家公務員給与等実態調査）

給与種目	受給者数	受給者割合	受給者平均手当月額
地域手当	205,322人	82.0%	50,009円
通勤手当	201,195人	80.3%	14,485円
扶養手当	109,051人	43.5%	20,061円
住居手当	67,853人	27.1%	25,793円
俸給の特別調整額	42,624人	17.0%	69,746円
広域異動手当	33,427人	13.3%	20,060円
寒冷地手当	24,689人	9.9%	6,559円
単身赴任手当	17,458人	7.0%	46,772円

４　民間給与の実態調査

公務員給与を適切に決定するための基礎資料を得ることを目的として、都道府県、政令指定都市等の人事委員会と共同で実施した「令和６年職種別民間給与実態調査」の概要は、次のとおりである。

⑴　令和６年調査の概要

ア　調査対象事業所

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所58,405事業所。

イ　調査事業所

調査対象事業所を都道府県、政令指定都市等別に組織、規模、産業により911層に層化し、これらの層から無作為に抽出した11,686事業所。

ウ　調査方法・内容

令和６年４月22日から同年６月14日までの間において、令和６年４月分として支払われた給与月額等について、人事院及び人事委員会の職員による調査を実施。

エ　集計の方法

総計及び平均値の算出に際しては、母集団に復元。